

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月4日（平成27年（行個）諮問第148号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第194号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署に申告した件に関すること」・申告処理台帳」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月20日付け埼玉労働局個開第27-10-1号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

まず、訂正請求すべきか審査請求にすべきか、実に私は迷ったが審査請求させていただく。

させていただいた理由として下記に記載させていただく。

27-10-1で開示された行政文書が少なすぎ。もっとたくさんやりとりが存在する。

実際にあったやりとり、事実の大半がない。迷惑千万。当然開示すべきと思料する為。

（中略）

保有個人情報の開示をする旨の決定の取消しを求める。

可能な限り全ての、保有個人情報の開示を求める。

あいまいな内容ではなく、実際に有った事実の保有個人情報の全て、の開示を求める。

違う内容ではなく、ありのままの有った事実である保有個人情報の全部開示を求める。

足りていないものの開示を求める。

(2) 意見書

審査請求人から、平成27年12月8日に意見書が当審査会宛て提出された（当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）が平成27年2月9日付け（同月12日受付）で行った別紙に掲げる開示を請求する保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が平成27年4月20日付け埼玉労働局個開第27-10-1号により「特定労働基準監督署に申告した件に関すること」・申告処理台帳」について行った部分開示決定（原処分）を不服として、同年6月8日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求者から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとされた情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報は、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

担当官が作成又は収集した文書（対象文書5）

当該文書については、請求者個人を識別することができる情報が含まれていないため、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1及び3）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができること

とされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書3の申告処理台帳続紙（10頁ないし13頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書3において別表の3欄に法14条3号イ及びロの記載があるものは、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、これらの情報は、法人等に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号イ及びロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書3において別表の3欄に法14条5号及び7号イの記載があるものは、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法な行為の発見を困難にするなど、検査事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、同条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3において別表の3欄に法14条2号の記載があるものは、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 特定事業場から提出された文書（対象文書4）

対象文書4には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、法人に関する情報であって、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、これらの情報は、法14条3号イ及びロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書4には、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法な行為の発見を困難にするなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「あいまいな内容ではなく、実際に有った事実の保有個人情報の全て、の開示を求める。違う内容ではなく、ありのままの有った事実である保有個人情報の全部開示を求める」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人

情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断をしているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年9月4日付け厚生労働省発基0904第11号により諮問した平成27年（行個）諮問第148号に係る諮問書理由説明書について、不開示情報該当性等について補充して説明する。

担当官が作成又は収集した文書（20頁ないし23頁）については、請求者に係る個人情報は含まれていないのみならず、請求者を識別できる情報も含まれていないことから、保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書について、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法な行為の発見を困難にするなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|--|
| ① | 平成27年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月15日 | 審議 |
| ④ | 同年12月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成28年10月20日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成29年1月30日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年3月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる開示を請求する保有個人情報のうち、「特定労働基準監督署に申告した件に関する事」・申告処理台帳」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人と

する保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対して，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は，別表に掲げる文書5に記録された情報は，審査請求人の個人に関する情報ではなく，さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして，不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ，当該部分には，審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで，当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

別表に掲げる文書5は，労働基準監督官が，特定事業場から提出された文書の内容等に関連して，当該申告事案を処理するために収集したものと認められる。そうすると，当該文書の記載内容に加え，その作成又は取得の目的等を考慮すると，当該文書に記録された情報は，他の情報と照合することにより，審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって，当該文書に記録された情報は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書3（申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 文書3の①の不開示部分には，当該申告事案について，労働基準監督官が認定した事実内容や処理方針等が記載されており，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ，これを開示すると，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。したがって，当該部分は，法14条7号イに該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の②の不開示部分には，当該申告事案について，労働基準監督官が特定事業場から聴取した内容等が記載されており，審査請求

人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書3の③の不開示部分には、特定事業場から提出された文書に関する内容や当該申告事案についての労働基準監督官の処理方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書4（特定事業場から提出された文書）の不開示部分について

当該文書は、申告処理の過程において、被申告事業場から労働基準監督官へ提出された文書であり、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書5（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

別表に掲げる文書5には、労働基準監督官が、特定事業場から提出された文書の内容等に関連して、当該申告事案を処理するために収集した情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2(1)）において、「原処分
で開示された行政文書が少なすぎ。もっとたくさんやりとりが存在する。
実際にあったやりとり、事実の大半がない。」などと主張するが、労働
基準法等の違反に関する申告を処理するに当たって作成され、申告者と
労働基準監督官のやり取り等が記録される申告処理台帳及び申告処理台
帳続紙（別表に掲げる文書1及び文書3）は、その体裁や内容を見ると、
当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されてい
る文書ではなく、担当者の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される
文書であると認められることから、審査請求人の主張を採用することは
できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断
を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが、同号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

開示を請求する保有個人情報

特定監督署，埼玉労働局にたいして，
平成25年特定月日特定事業場内で発生した私の労災事故にかかわる，
申告，情報提供，相談，主張，証言，指摘，問題提起，批難，その他等を，
今まで多々してきた。

私自身，監督署及び監督課のデタラメ無能ぶり，理不尽な対応，欺かれ続けた事，その他等に対し，ものすごく強い憤りを感じている。

監督官及び監督署所長等の告訴，告発を真剣に検討している。（国家公務員法等）

私自身，上記記載のこれらの全ては，明らかに行政の裁量の中の話であると強く感じている。

私が申告している以上，申告制度役割の個人の権利救済（私）に該当していると強く感じている。

・また，労災事故にあつて，安全配慮義務を怠ったのが原因という事を伝え損害賠償に応じるよう会社をお願いしたのだが，会社は一切何も対応してくれていない。

・労災保険の申請用紙への記入も再三，会社をお願いしていたのだが一切記入すらしてくれなかった。

これらを監督署A監督官に伝えてある。

労働契約法5条にも安全配慮義務についてしっかりと明記してある以上及び労災保険（私は支給されている）の役割

労災保険には事業主の災害補償責任の責任保険（代行的な保険）としての役割がある。

本来，労働者の仕事中のケガ等（業務災害）については，労基法上，事業主がその補償（災害補償）すべきことになっている。

事業主には，その雇っている労働者を安全に働かせるべき「安全配慮義務」があるため。

この役割を考えても安全配慮義務が深く関わっている以上，賃金の未払いと全く同じで個人の権利救済に該当すると強く感じている。

本来は監督官自らが，申告者の相談にもとづいて，やる気を持って全力で職務を遂行という話であるべきなのだが，一切何もしてくれなかった。それどころか，そそのかし行為が私には，みうけられたので私の方から仕方なく全て申告し，私が指摘しだした事である。その為，個人情報開示請求で開示できる範囲内とも，強く感じている。私が言いだし，言っている事である。

前書きが長くなったが，これらの話及びその他等を埼玉労働局特定職員B，埼玉労働局企画室特定職員C，その他等の方々に聞いていただき，会話，電

話，その他等を現在まで，多々してきた。

私は必ず～がおかしいおかしすぎる，～が説明されていない，～について監督官が疑問をもっていない，～をしらべていない，～と言っていたが違う事をしている，～と説明されたが違っていた嘘をつかれた，説明等に対してどっち転んでもおかしい，特定部品特定マークは使用限界という意味ではない，その他等

この書面ではかなり簡略化しているが実際の際には全て具体的に会話をし，事実と異なるから問題提起等をし，事実の指摘をしっかりとてあり，会話等をした。（A監督官にもしてある，厚生労働省監督課にもしてある，労働局監督課にもしてあることでもある）

今の所どこからも回答なし。欺かれたまま黙認，黙殺，放置，闇に葬られたのでは誠に困る話である。

特定職員Bと，お会いして聞いてもらった際には特定職員Bがボイスレコーダーで録音をしていた。

（労働局長との面会のアポを私はお願いしたのだが，願いが叶わず特定職員Bとなり，そのかわり労働局長に伝えるとのこと）

特定職員Cとの会話の際は，行政文書として記録を残していただけたとのこと。

さいたま労働局の方々と，過去から現在まで会話し，これらの会話内容，指摘内容，問題提起内容，強い疑問内容，批難内容，主張内容，回答，解釈，見解，その他等の全てを保有個人情報開示請求します。

（過去において，私がした保有個人情報開示請求で，私に以前開示されているものと全く同じ物であって過去に開示した物は，私の手元にあるので不要。私に以前開示されている物であっても，開示する範囲が広まったのであれば必要。私の手元に無いもの及び部署及び課及び室及び組織名等が違えば同じ内容でも必要。）

別表

1 文書番号，文書名及び頁			2 不開示部分	3 不開示情報該当性（法14条）	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳	1	なし	—	—
2	請求者から提出された資料	2ないし9	なし	—	—
3	申告処理台帳 続紙	10ないし13	① 10頁の「処理経過」欄1行目ないし7行目及び9行目及び19行目 11頁の「処理経過」欄1行目ないし7行目，9行目ないし19行目，22行目，23行目及び25行目ないし27行目 13頁の「処理経過」欄10行目25文字目ないし31文字目	5号及び7号イ	なし
			② 11頁の「処理経過」欄29行目ないし32行目	2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	なし
			③ 12頁の「処理経過」欄1行目ないし30行目 13頁の「処理経過」欄1行目ないし8行目	3号イ及びロ，5号並びに7号イ	なし
4	特定事業場から提出された文書	14ないし19	対象文書全体	2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	なし

5	担当官が作成 又は収集した 文書	20ないし23	対象文書全体	(保有個人情報非 該当) 7号イ	なし
---	------------------------	---------	--------	------------------------	----

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし23枚目に1頁ないし23頁と付番したものを「頁」として記載している。